防火管理者の選任について

「防火管理」とは、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめるため、必要な対策を立て、実行することです。「自らの生命、身体、財産は自らが守る」の理念のもと、防火管理体制を築きましょう。

防火管理制度のポイント

- ① 防火管理者が必要な建物においては、所有者はもちろん、全てのテナントで 防火管理者選任の届出を管轄の消防署に届け出る義務があります。
- ② 防火管理者になる方は防火防災管理講習の受講が必要です。

防火管理者の選任が必要となる建物(消防法施行令第1条の2)

- ① 飲食店や物品販売店舗など不特定多数の人が出入りする用途(特定用途)がある建物で建物全体の収容人員が30人以上のもの
- ② 共同住宅、倉庫、事務所など特定の人が出入りする用途(非特定用途)の建物で 建物全体の収容人員が50人以上のもの
- ※ 社会福祉施設等が入居している場合には10人以上の収容人員で防火管理者が必要となる場合があります。

東京消防庁ホームページトップ画面

